3　この章の規定と第二章、第六章、次章又は第十一章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、この章以外の章の規定が優先する。

4　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　世界貿易機関設立協定附属書一Ａ補助金及び相殺措置に関する協定に定義する補助金

(c)　租税に係る課税措置

第七十二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「デジタル・プロダクト」とは、例えばコンピューター・プログラム、文字列、設計図、図案、ビデオ、映像及び録音物又はそれらの組合せから成るものであって、デジタル式に符号化され、及び電子的に送信されるものをいう。

注釈１　この章の規定の適用上、デジタル・プロダクトには、キャリアメディアに固定されるものは含まない。キャリアメディアに固定されるデジタル・プロダクトについては、第二章の規定に従う。

注釈２　この章の規定の適用上、デジタル・プロダクトとは、商業的販売又は流通のために生産されるものをいう。

(b)　「電子証明書」とは、利用者が電子署名を行ったことを確認するために用いられる物が、当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。

(c)　「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報についてとられる措置であって、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものをいう。

(i)　当該情報が当該措置をとった者により承認されていることを示す措置であること

(ii)　当該情報が改変されていないことを確認する措置であること

(d)　「電子的な取引の当事者」とは、ある電子的な取引又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信に関与する一方の締約国の少なくとも一人の当事者及び他方の締約国の少なくとも一人の当事者の全員をいう。

(e)　「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行又は管理する様式であって、次のいずれかのものをいう。

(i)　産品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるもの

(ii)　サービスの貿易に関連して、サービス提供者により作成される必要があるもの

注釈　この章の規定の適用上、「サービスの貿易」は、第四十四条(t)に定義する「サービスの貿易」と同一の意味を有するものとする。

(f)　「電子的に送信される」とは、電磁的手段を用いて移転されることをいう。

第七十三条　デジタル・プロダクトの無差別待遇

1　一方の締約国は、第五十七条及び第九十条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、次の規定に従う。この場合において、これらの留保に係る表を準用する。

(a)　当該一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、自国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用してはならない。一方の締約国が、他方の締約国によってこの協定の効力発生の前にそのような性格の措置が採用され、かつ、当該効力発生の後においても当該措置が維持されていることを特定する場合には、当該他方の締約国は、当該措置を撤廃するよう努める。

(b)　当該一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、第三国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用し、又は維持してはならない。

2　一方の締約国は、１の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、デジタル・プロダクトが自国、他方の締約国又は第三国のいずれのデジタル・プロダクトであるかを誠実に決定する。そのような決定は、透明性のある、客観的、合理的かつ公正な態様で行う。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、１の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、デジタル・プロダクトの原産地を決定するための方法について説明する。

4　両締約国は、デジタル・プロダクトの原産地を決定するための基準をこの協定に組み入れることを検討することを目的として当該基準の作成を促進するため、国際機関及び国際的な場において協力する。

5　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年を経過した後、この条の規定について見直しを行う。

第七十四条　サービスの無差別待遇

各締約国は、電子商取引を規律する自国の措置が、電子的に送信されるサービスの提供について、他の手段により提供される同種のサービスの提供との間で差別するものとならないことを確保する。

第七十五条　市場アクセス

各締約国は、第五十七条及び第九十条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、電子商取引を不当に禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持してはならない。この場合において、これらの留保に係る表を準用する。

第七十六条　関税

1　両締約国は、電子的な送信に対して関税を賦課しないという現在の慣行を維持する重要性を認識しつつ、当該慣行をこの協定に組み入れることを検討することを目的として、当該慣行を世界貿易機関の枠組みにおいて拘束力を有するものとするよう協力する。

2　１の規定に関連して、両締約国は、電子的な送信に関税を賦課しないという自国の現在の慣行であって、二千五年十二月の香港閣僚宣言第四十六項に基づくものを確認する。

第七十七条　国内規制

各締約国は、電子商取引に影響を及ぼす自国のすべての措置が、透明性のある、客観的、合理的かつ公平な態様で実施され、及び必要以上に大きな負担とならないことを確保するよう努める。

第七十八条　電子署名及び認証サービス

1　いずれの締約国も、電子署名に関して次の法令を採用し、又は維持してはならない。

(a)　電子的な取引の当事者が、当該取引のための、又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信のための適切な電子署名の方式を相互に決定することを禁止する法令

(b)　電子的な取引の当事者に対し、当該取引において、又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信において、電子署名に関する法的な要件が満たされていることを裁判所において証明する機会を与えることを妨げる法令

(c)　電子的な取引の当事者が、当該取引に関する紛争を付託する裁判所を選択することを妨げる法令

2　１の規定にかかわらず、各締約国は、電子的な取引の特定の種類又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信の特定の種類について、電子署名が特定の実施基準を満たすこと又は自国の国内法令に従って認定若しくは承認された認証サービスの提供者によって発行される特定の電子証明書に基づくものであることを要求することができる。ただし、次に掲げる要件を満たすことを条件とする。

(a)　その要求が、正当な政策目的に資するものであること。

(b)　その要求が、(a)に規定する目的の達成に実質的に関連するものであること。

3　この条の規定は、各締約国の国内法令の下で電子的に行うことが認められていない取引については、又は当該取引に重要な関連を有する通信については、適用しない。

4　一方の締約国は、認証サービスの提供者が他方の締約国の法令の下で既に認定又は承認を得ているときは、自国の電子署名及び認証サービスに関する法令に従って、当該提供者についての認定又は承認の手続を容易にするよう努める。